

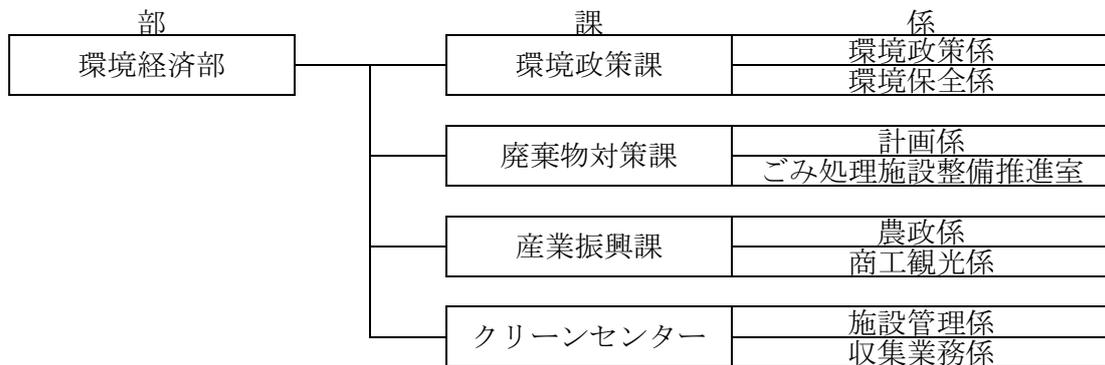
第2章 環境行政の概要

第1節 組織の変遷

1. 本市の環境関連組織

本市の公害対策は当初、保健衛生課で業務の取り扱いを行い、昭和51年に保健衛生課に公害係を設置しました。その後、昭和55年7月の部制施行で経済環境部に環境担当として環境整備課と清掃事務所が設置されました。その後も環境対策組織として再編等を数回行い、令和4年4月1日現在の環境経済部は、環境政策課・廃棄物対策課・産業振興課・クリーンセンターの4課体制となっています。

図表 2-1-1 環境経済部行政組織図（令和4年4月現在）



2. 環境審議会

公害の対策に関する基本的事項を調査、審議するための市長の諮問機関として昭和45年度に公害対策審議会を設置しました。

その後、従来の公害対策に留まらず、広く環境の保全に対処するために、平成3年4月に環境対策審議会に、平成6年8月に環境審議会に改称しています。

委員の任期は2年とし、令和2年11月18日から令和4年11月17日及び令和4年11月18日から令和6年11月17日の期間はそれぞれ14名の委員で構成されています。

図表2-1-2 四街道市環境審議会委員（任期：令和2年11月18日～令和4年11月17日）

名称	氏名	所属等	名称	氏名	所属等
学識経験者	青木 秀幸	NPO法人トージバ	関係行政機関	矢野 秀和	印旛地域振興事務所
	加藤 和彦	千葉工業大学教授		有賀 正彦	公募委員
	鈴木 純子	(一財)千葉県環境財団		太田 和雄	公募委員
	土屋 裕	元千葉県環境生活部職員		椎名 等	公募委員
	中村 圭三	敬愛大学名誉教授		原 公栄	公募委員
	濱田 昌孝	市食品衛生組合長		松川 由次	公募委員
	原 慶太郎	東京情報大学名誉教授			
	半野 勝正	(公財)印旛沼環境基金			
			市民代表		

図表2-1-3 四街道市環境審議会委員（任期：令和4年11月18日～令和6年11月17日）

名称	氏名	所属等	名称	氏名	所属等
学識経験者	青木 秀幸	NPO法人トージバ	関係行政機関	矢野 秀和	印旛地域振興事務所
	加藤 和彦	千葉工業大学教授		有賀 正彦	公募委員
	鈴木 純子	(一財)千葉県環境財団		井上 尚久	公募委員
	土屋 裕	元千葉県環境生活部職員		小野 利恵	公募委員
	中村 圭三	敬愛大学名誉教授		松川 由次	公募委員
	濱田 昌孝	市食品衛生組合長		三村 幸弘	公募委員
	原 慶太郎	東京情報大学名誉教授			
	半野 勝正	(公財)印旛沼環境基金			
			市民代表		

第2節 環境関連予算

環境関連予算の決算額の推移

図表 2-2-1

(単位：千円)

年度	環境衛生費	公害対策費	清掃総務費	塵芥処理費	施設建設費	し尿処理費	年度合計
H9	543,234	111,027	37,147	985,626	42,867	170,582	1,890,483
H10	620,158	70,713	70,126	1,273,275	20,778	157,757	2,142,751
H11	753,277	69,137	61,450	1,831,464	21,906	147,374	2,862,708
H12	688,686	70,859	59,767	997,836	20,532	94,138	1,931,818
H13	564,240	73,881	60,211	1,039,598	31,019	79,189	1,848,138
H14	446,310	81,131	75,204	1,056,955	33,193	82,931	1,775,724
H15	376,588	75,555	60,582	1,108,771	23,356	88,165	1,733,017
H16	360,246	75,262	63,769	1,157,549	36,965	69,905	1,763,696
H17	313,605	89,017	62,813	1,134,822	32,167	99,338	1,731,762
H18	153,503	92,198	69,239	1,222,498	64,145	101,366	1,702,949
H19	153,977	73,410	53,173	1,148,839	211,300	90,592	1,731,291
H20	158,041	60,516	51,545	1,647,220	242,553	85,310	2,245,185
H21	156,943	57,286	47,403	2,133,651	273,468	86,316	2,755,067
H22	159,640	56,998	46,816	1,109,377	23,645	86,549	1,483,025
H23	142,601	61,988	42,600	1,096,752	36,274	87,072	1,467,287
H24	154,514	68,163	34,355	1,161,615	7,837	88,810	1,515,294
H25	171,458	62,311	35,766	1,202,067	46,829	93,547	1,611,978
H26	162,062	63,329	36,487	1,337,181	43,490	95,041	1,737,590
H27	154,499	66,196	38,485	1,398,461	124,038	97,877	1,879,556
H28	152,828	72,503	38,384	1,254,592	147,877	91,778	1,757,962
H29	136,054	62,208	45,857	1,250,945	243,567	57,534	1,796,165
H30	148,763	76,130	55,713	1,221,229	106,720	47,078	1,655,633
R1	166,170	75,292	49,403	1,255,469	186,507	49,308	1,782,149
R2	165,639	66,048	104,883	1,294,136	131,176	50,116	1,811,998
R3	168,441	55,968	115,131	1,356,449	167,928	49,346	1,913,263
R4	169,764	81,835	92,851	1,501,021	113,326	50,204	2,009,001

第3節 広域的環境行政協力組織

1. 環境に係る会議

ア 全国都市清掃会議（昭和22年7月設立）

清掃事業の円滑な推進を図り、住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的に設立され、廃棄物処理事業を実施している地方公共団体が共同して、効率的な運営及び技術の改善のために必要な調査、研究等を行っています。

イ 千葉県環境衛生促進協議会（昭和37年6月設立）

千葉県内の自治体の資源循環型社会の構築と生活環境の保全及び環境衛生の向上に寄与することを目的に設立され、廃棄物処理及び清掃に関する事業の施策推進や事業の合理的な運営並びに施策の適正な維持管理を実施すべく会員相互の知識普及と技術の向上を図っています。

ウ 印旛沼水質保全協議会（昭和46年8月設立）

千葉県、印旛沼流域市町村、利水団体により、印旛沼の水質を保全するための必要な事業を実施し、印旛沼の広域的価値を増進するために良好な環境を保全することを目的として設立されました。主として、ポスター・パンフレット等による啓発活動、印旛沼周辺の清掃活動等のイベントを開催しています。

エ 公益財団法人印旛沼環境基金（昭和59年11月設立）

千葉県、印旛沼流域市町村により印旛沼の水質浄化及び印旛沼周辺地域の環境を保全する目的に設立され、沼及び流域河川の調査研究、水質浄化、環境保全等の事業活動を行っています。

オ 千葉県浄化槽推進協議会（平成3年8月設立）

合併処理浄化槽の普及促進、維持管理の適正化を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的に設立され、関連事項の調査・研究及び普及・啓発などを行っています。平成21年4月に千葉県合併処理浄化槽普及促進協議会から名称変更されました。

カ 印旛沼流域水循環健全化会議（平成13年10月設立）

印旛沼・流域が抱える多くの課題（水質や生物、治水等）を解決するために設立され、印旛沼・流域の再生に向けて平成22年1月に「印旛沼流域水循環健全化計画」を策定しました。現在は、この計画に基づいてさまざまな取り組みを実践しています。

2. 環境に係る条例の制定

(1) 四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年3月制定）

一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する必要な事項を定めることを目的として制定しました。

(2) 四街道市公害防止条例（昭和47年12月制定）

公害の防止について必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的に制定しました。

(3) 四街道市空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例（平成元年3月制定）

繁茂した雑草等の放置を防止し、市民生活の保全を目的に条例を制定しました。

(4) 四街道市環境基本条例（平成9年9月制定）

環境の保全、回復及び創出について基本理念や施策、地球全体の環境保全の推進等が盛り込まれた条例を制定しました。

(5) 四街道市ダイオキシン類から大気を守る条例（平成9年12月制定）

ダイオキシン類の発生を抑制し、大気の保全と環境にやさしいまちを実現することが盛り込まれた条例を制定しました。

(6) 四街道市まちをきれいにする条例（平成11年3月制定）

空き缶、吸い殻等の散乱、飼い犬のふん放置の防止、自動車の適正使用を目的に制定しました。

(7) 四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 （平成14年2月制定）

四街道市土砂等による土地の埋立て、盛土又はたい積行為規制条例を廃止し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するために条例を制定しました。